

令和2年4月1日

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画

医療法人 康仁会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

【計画内容】

1. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・ 役職者に占める女性の割合を40%以上に維持する

【実施時期】 令和2年4月1日～

【対 策】

産育休代替職員の確保による労働環境の整備を行い、教育についても性別問わずに均等に機会を設ける

2. 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・ 毎月の所定時間外労働時間を15時間以下にする

【実施時期】 令和2年4月1日～

【対 策】

所定外労働時間を確認できる勤怠システムを導入により、個々人において現状を把握することにより、現在担当業務の棚卸や分担の見直しを行い、生産性の向上を図ることによりワークライフバランスの充実を図る。

以 上